

みよし市固定資産評価審査委員会 次第

日 時 令和 5 (2023) 年 3 月 22 日 (水)
午後 2 時から
場 所 市役所 5 階特別会議室

1 挨拶

2 議題

- (1) 令和 4 (2022) 年度審査申出状況について
- (2) 固定資産評価審査委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する委員の指定について

3 その他

- (1) みよし市固定資産評価審査委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について
- (2) 令和 5 (2023) 年度固定資産評価審査委員会運営研修会について

令和4年度固定資産評価の審査申出について

1 令和4（2022）年度固定資産評価の審査申出件数

0件

2 公示日（価格等を登録した旨の公示）

令和4（2022）年3月31日（木）

3 納税通知書を発送した日

令和4（2022）年4月1日（金）

4 納税通知書の交付を受けた日

令和4（2022）年4月7日（木）

（納税通知書の送達があったものと推定される日＜送達基準日数：4日＞）

5 交付を受けた日後3月を経過する日

令和4（2022）年7月7日（木）

6 審査申出期限

令和4（2022）年7月7日（木）

【参考】

○地方税法抜粋

（書類の送達）

第20条 1～3 略

4 通常の取扱いによる郵便又は信書便により第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物【～中略～】は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 略

（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

第432条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格【～中略～】について不服がある場合には、第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日【～中略～】までの間において【～中略～】文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。【以下略】

2以下 略

○みよし市固定資産評価審査委員会条例（抜粋）

（委員長）

第2条 委員会は、委員長を置く。

2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。

3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。

4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

5 委員長の任期は、1年とする。但し、再任することを妨げない。

みよし市固定資産評価審査委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について

【背景】 地方自治体の個人情報保護制度については、これまで地方自治体ごとに定めた条例等に基づき運用していたが、令和5年度からは、「個人情報の保護に関する法律」に基づき全国一律に運用することとなる。そのため、現行の「みよし市個人情報保護条例」を廃止し、法律の規定の範囲内で必要な事項のみを定めた「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するための議案を、令和5年第1回みよし市議会定例会に提案しております。

【趣旨】 「みよし市個人情報保護条例」の廃止に伴い、同条例に基づき固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の取扱いについて定めていた「みよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程」を廃止し、「個人情報の保護に関する法律」及び「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づく新たな規程を制定する。

【内容】 固定資産評価審査委員会が、「個人情報の保護に関する法律」及び「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき規程で定めることとされている事項については、「みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則」の例による。

【施行期日】 令和5年4月1日

【参考】 規程で定める事項

区分	該当条文	内容
個人情報の保護に関する法律	第87条第1項	電磁的記録の開示方法
みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条	開示請求書の記載事項
	第8条	訂正請求書の記載事項
	第9条	利用停止請求書の記載事項
	第14条	委任事項

みよし市固定資産評価審査委員会個人情報の保護に関する法律施行規程

みよし市固定資産評価審査委員会が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定に基づき定める方法並びにみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）第4条、第8条、第9条及び第14条の規定に基づき規程で定める事項については、みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年みよし市規則第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（みよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程の廃止）

2 みよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程（平成15年三好町固定資産評価審査委員会告示第2号）は、廃止する。

○みよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程

平成15年10月3日

固評委告示第2号

改正 平成21年11月5日固評委告示第3号

みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）第55条の規定に基づく固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の取扱い等については、みよし市個人情報保護条例施行規則（平成15年三好町規則第21号）の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日固評委告示第3号）

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

令和5年度 資産評価システム研究センター研修会のお知らせ

当センターが令和5年度に開催する各種研修会は、総務省及び各都道府県のご協力を得て、地方公共団体の職員を対象に下表のとおり計画しています。

各研修会の実施方法、開催日及び会場並びに講義内容等の詳細は、決定次第ホームページ(<https://www.recpas.or.jp>)や本誌でお知らせします。また、令和5年度早々に開催通知を送付します。

なお、上記の研修会とは別に、研修講師の派遣事業も行っております。お気軽にご相談下さい。

I 一般研修会

1. 固定資産税事務研修会（オンライン研修）

順位	開催概要	方法・期間・時期・内容等
1	開催方法	予め収録した研修動画をストリーミング配信で提供します。
2	開催期間・回数	6月～8月の間に配信します。配信期間中、いつでも、どこでも、何度でも受講可能です。
3	受講料	1登録につき1名分1,000円（税込）を申し受けます。
4	開催内容	<ul style="list-style-type: none">・研修科目 次の5科目とし、基礎的内容を中心とします。 ①固定資産税制度の現状と課題等 ②土地評価制度 ③家屋評価制度 ④償却資産制度 ⑤不動産鑑定評価書の見方等・研修時間 各科目70分程度・研修資料 WEBサイトからダウンロードで提供

2. 固定資産評価審査委員会運営研修会（オンライン研修）

順位	開催概要	方法・期間・時期・内容等
1	開催方法	予め収録した研修動画をストリーミング配信で提供します。
2	開催期間・回数	7月～9月の間に配信します。配信期間中、いつでも、どこでも、何度でも受講可能です。
3	受講料	1登録につき1名分2,000円（税込）を申し受けます。
4	開催内容	<ul style="list-style-type: none">・研修対象 固定資産評価審査委員会委員及び同事務局職員を主な対象とします。・研修科目 ①固定資産税制度 ②固定資産評価審査委員会の運営 ③固定資産税関係判例解説・研修時間 各科目70分程度・研修資料 WEBサイトからダウンロードで提供

II 実務研修会

1. 土地評価実務研修会

(1) オンライン研修

順位	開催概要	方法・期間・時期・内容等
1	開催方法	予め収録した研修動画をストリーミング配信で提供します。
2	開催期間	7月～11月の間に配信します。配信期間中、いつでも、どこでも、何度でも受講可能です。
3	受講料	1登録につき1名分2,000円（税込）を申し受けます。
4	開催内容	<ul style="list-style-type: none">・研修科目 次の科目とし、実践的内容を中心とします。 ①土地の評価のしくみ ②地目・地積の認定 ③土地の評価方法 ④宅地の評価 ⑤市街地宅地評価法 ⑥その他の宅地評価法 ⑦評価替え事務 ⑧鑑定評価書の点検・研修時間 各科目60分程度・研修資料 事前送付

固定資産税課関係説明資料

令和5年1月20日

【目 次】

(固定資産税・都市計画税)

- 負担調整措置 1

(固定資産税・都市計画税)

- 特例関係 3

(固定資産税・不動産取得税)

- 納稅環境整備関係 7

(固定資産税・都市計画税)

- その他 12

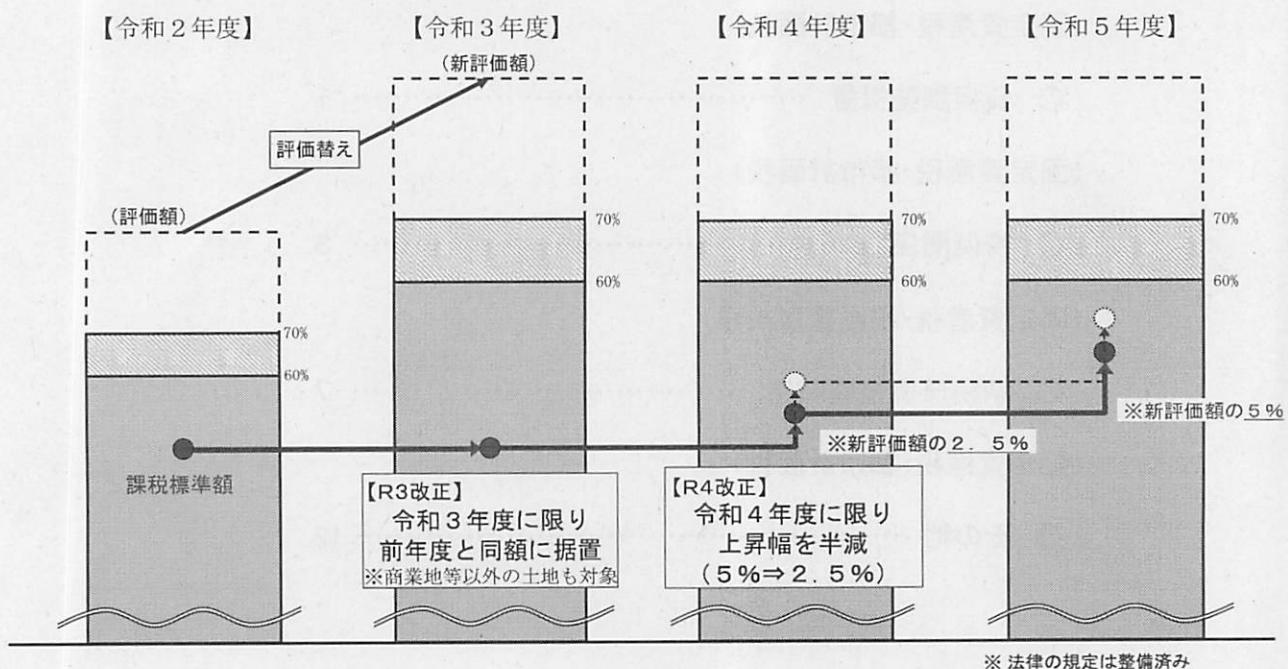
(固定資産税・都市計画税)

負担調整措置

1

土地に係る固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）

令和4年度改正後(商業地等)



2

(固定資産税・都市計画税)

特例関係

3

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の 償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設(案)

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るために、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置等を取得した場合に、当該機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等

※以下の要件を満たす機械・装置等を対象

- ①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの（市町村の導入促進基本計画に適合するもの）
- ②生産性向上に資するもの（導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの）
- ③企業の収益向上に直接つながるもの（導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの）

2. 特例率

1/2 (最初の3年度分)

賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合 1/3 (最初の5年度分※)

※ 令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分

3. 適用期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

4

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（案）

特例の概要（創設）

- 改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を $1/3$ を参酌して $1/6$ 以上 $1/2$ 以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額※する。

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合
 - ・都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
 - ・都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

※ 税額の減額は1戸あたり100m²相当分を上限

5

バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における 変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設（案）

地域公共交通の確保に取組む一般乗合旅客自動車運送事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電に要する土地を含む。）に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

EVバスの変電設備・充電設備及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電に要する土地を含む。）

※ 地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち、EVバスが導入される営業所において運行するところが一般乗合旅客自動車運送事業者が定める道路運送高度化実施計画で担保された場合に限る。

2. 特例率

$1/3$ （最初の5年度分）

3. 適用期限

令和10年3月31日まで（5年間）

4. その他

国土交通省において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）を改正し、道路運送高度化事業に新たにEVバスを用いた旅客運送事業を位置づける予定であり、同法の改正法の施行日から施行。

6

(固定資産税・不動産取得税)

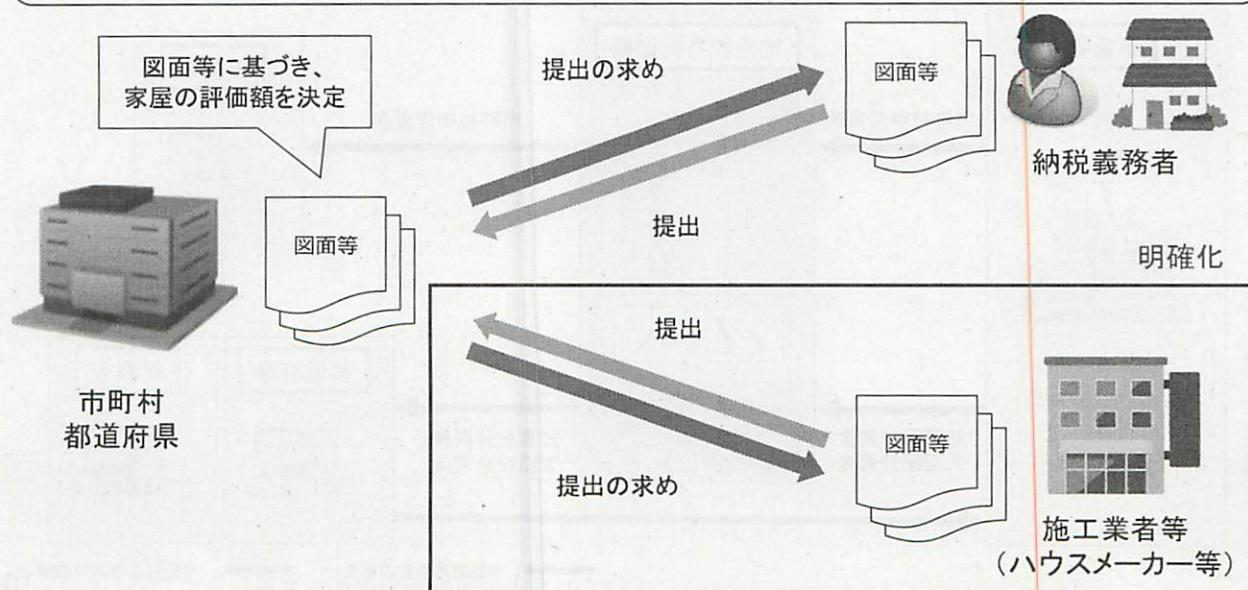
納税環境整備関係

7

固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化(案)

- 市町村及び都道府県は、家屋の評価額の決定に当たり、質問検査権に基づき、評価に必要な図面等を取得しているところ。
- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集中に当たり、納税義務者が所有している図面等では不十分な場合があることを踏まえ、当該家屋の施工業者等からも図面等を入手することができることを法令上明確化する。

※ 令和6年4月1日施行



8

少額減価償却資産等に係る規定の整備(案)

- 令和4年度税制改正において、国税における少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるもの除く。)の用に供したものは除外することとされた。

- 固定資産税(償却資産)についても、国税に準じて所要の措置を講ずる。

※ 現行の固定資産税(償却資産)については、取得価額10万円未満の少額減価償却資産及び取得価額20万円未満の一括償却資産について、課税対象外。

※ 令和5年4月1日施行

<参考> 現行の固定資産税(償却資産分)の課税客体から除外される資産(イメージ図)

[取得価額]

20万円未満

3年間で一括償却
(法人税法施行令133条の2①ほか)

10万円未満

一時に損金算入
(法人税法施行令133条ほか)

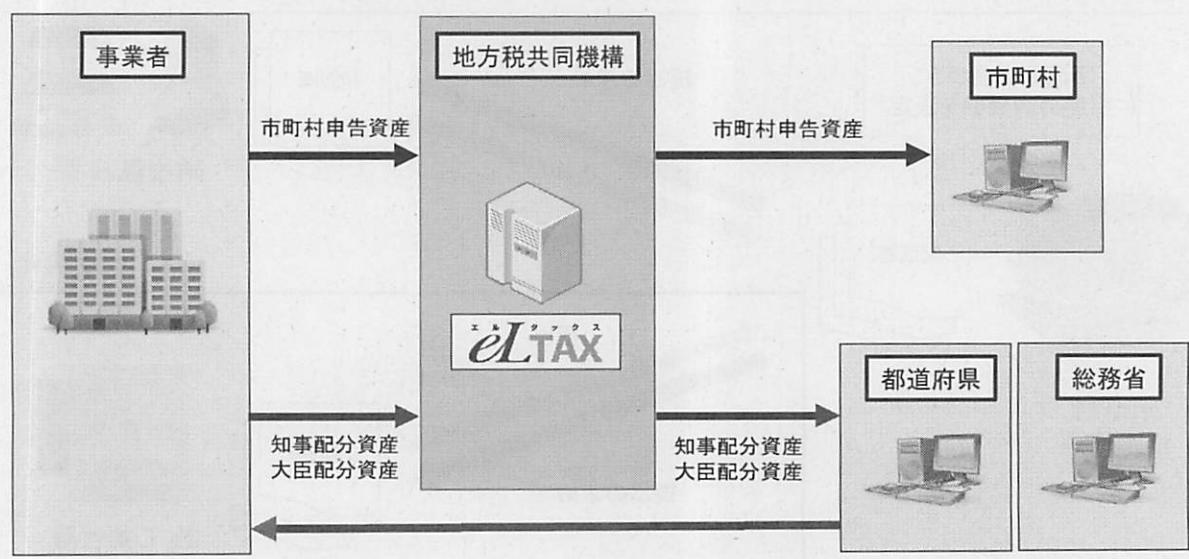
【国税の改正】
貸付け(主要な事業として行われるもの除く。)の用に供した資産を除く。

9

償却資産(知事・大臣配分資産)に係る固定資産税の申告・通知の電子化(案)

- 令和4年度税制改正において、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講じることとされた。
- 都道府県知事又は総務大臣が評価すべき固定資産の所有者が行う申告について、eLTAXを通じて電子的に行うこととする。
また、都道府県知事又は総務大臣が所有者に対して行う固定資産の価格等の通知について、電子的に申告を行う所有者が申出をしたときは、電子的に通知することとする。

※ 令和7年度以後の償却資産に係る固定資産税について適用。



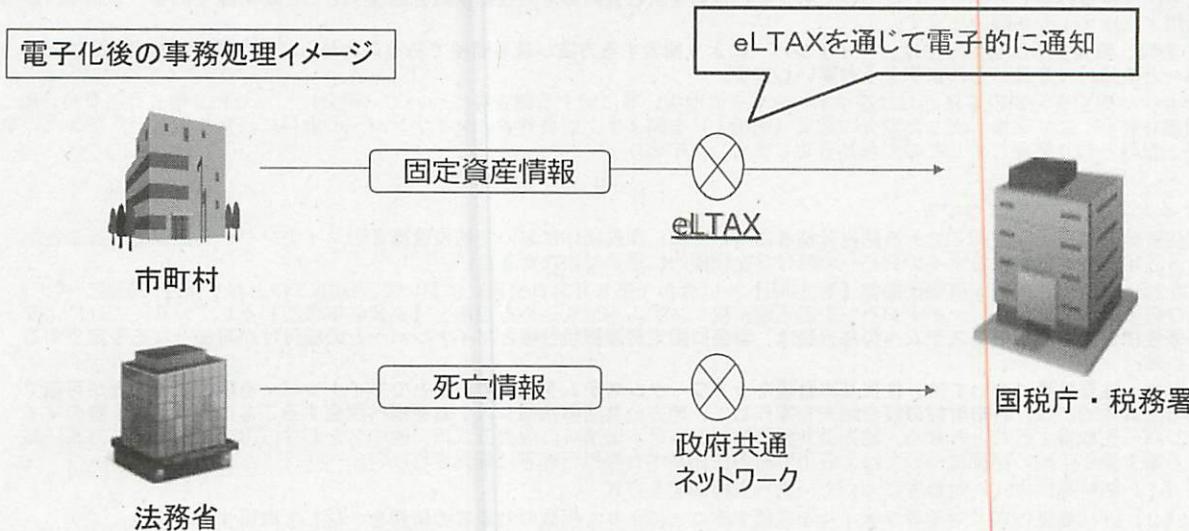
相続税に係る固定資産情報の通知の電子化(案)

○令和4年度税制改正により、相続税の課税のために被相続人が保有していた固定資産の情報を税務署に通知することとされた。

○当該通知について、地方団体の事務の利便性等を考慮し、eLTAXを通じて電子的に通知することとする。

※ 当該通知に係る令和4年度改正相続税法の施行に合わせて施行。

(令和6年3月1日又は改正戸籍法の施行日(令和元年5月から5年を超えない範囲内で政令で定める日)のいずれか遅い日。)



11

(固定資産税・都市計画税)

その他

- ・固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付け
- ・登記済通知のオンライン化等
- ・その他留意事項

12

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について

各都道府県市町村税担当課長 殿
(市町村税担当課扱い)
東京都総務局市町村税担当課長・
主税局固定資産税担当課長 殿
(市町村税・固定資産税担当課扱い)

総 税 固 第 5 7 号
令 和 4 年 9 月 27 日

総務省自治税務局固定資産税課長

所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題については、令和2年度税制改正において、現に所有している者の申告の制度化について措置を講じたところですが、固定資産税の適正な課税のためには、まずは、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要です。

そのためには、現に所有している者の申告制度を活用することに加え、住民基本台帳との連携を図ることが有効であり、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会を行うことにより、特に把握が困難である住所地が課税団体と異なる納税義務者（以下、「住登外者」という。）についても、死亡情報を含む最新の本人確認情報を把握することができるから、適切に活用されますようお願いします。

その際、照会するに当たっては、マイナンバーにより検索する方法が最も簡便であることから、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けを進められますようお願いします。

今般、「固定資産課税事務におけるマイナンバーの取扱い等に関する調査等について（照会）」（令和3年5月21日付け総税固第38号）により実施しました調査の結果（別紙1）を踏まえ、住登外者のマイナンバーの取得に当たり留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたのでお知らせします。（中略）

記

3 マイナンバーの取得について

住所地と課税団体が同じである納税義務者については、課税団体において納税義務者のマイナンバーを把握できることから、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを積極的に進めさせていただきます。

なお、「税務システム標準仕様書【第2.0版】」（令和4年8月31日公表）において、別紙3のとおり、住民記録システム及び宛名システムから、マイナンバーを固定資産税システムへ取り込める機能を【実装必須機能】としており、これにより、標準仕様書に準拠したシステムへの移行後は、容易に固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けが可能となる予定である。（中略）

また、住登外者については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用してマイナンバーを取得することが可能である。具体的には、各市町村の統合端末を操作して、地方公共団体情報システム機構へ照会することにより、対象者のマイナンバーを取得することとなる。地方公共団体情報システム機構への照会方式は、次の2つよりの方式がある。各方式における端末操作手順の詳細については、各市町村の住民基本台帳担当部署に確認されたい。

（1）即時提供方式 対象者について一人一人検索する方式

（2）一括提供方式 対象者ファイルを送信することにより、複数の対象者の情報を一括して取得する方式

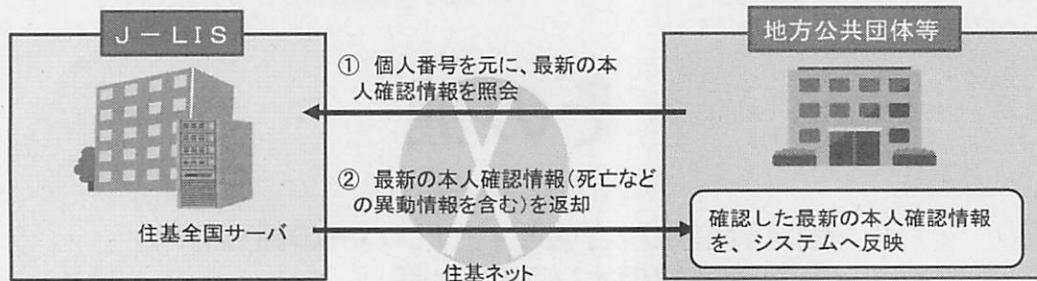
上記照会においては、検索条件の指定方法によっては複数の者が該当する場合があるため、登録すべき固定資産所有者との同一性の確認を十分に行っていただきたい。

13

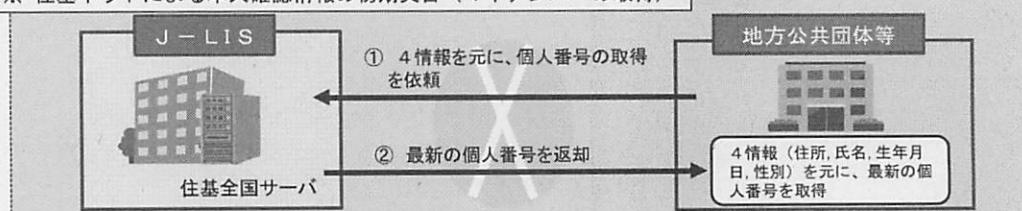
住基ネットを活用した死亡の事実の把握

- 「現に所有している者」を調査・特定し、適正な課税を行う前提として、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要。
- 納税義務者の住所地が課税庁と同一の場合には住基情報との連携等により死亡の事実を把握できるが、住所地が課税庁と異なる団体の場合、その手段が限られている。
- こうしたケースについても、住基ネットを用いて照会を行うことにより、死亡情報を含む最新の本人確認情報を取得することが可能。
- 照会にあたっては、マイナンバーが必要であるが、住基ネットによりマイナンバーを取得することも可能。

【住基ネットを活用した本人確認情報の最新化】



※ 住基ネットによる本人確認情報の初期突合（マイナンバーの取得）



14

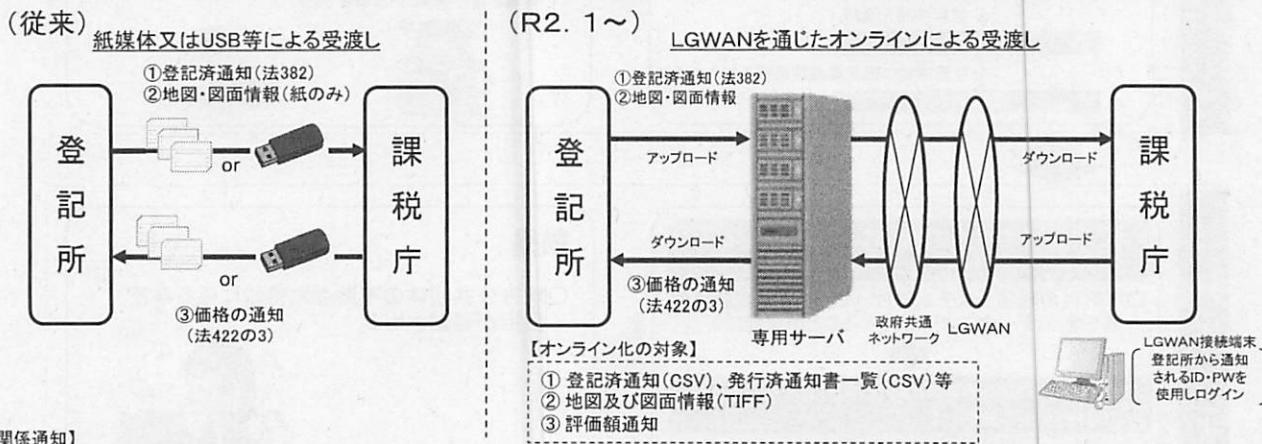
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	担当省庁
預貯金口座への付番		口座管理法に基づく預貯金口座付番 (施行期限: 令和6年5月19日) の準備 → 制度の施行に向けて 預金保険機構・金融機関と連携して システム整備 → 口座管理法に基づく預貯金口座付番				デジタル庁 金融庁
固定資産への紐付け		固定資産へのマイナンバーの紐付けに資する取組と利活用の推進 通知の発出、 標準仕様書に記載 → システム標準化法に基づく 市町村の固定資産税システム改修 → 具体の運用・運用の改善 登記情報システムの改善 市町村のマイナンバー取得・検索に資する 生年月日等の情報を登記済通知に追加する登記情報システム改修 → 具体の運用・運用の改善 <固定資産への紐付けが進むことによって、所有者が不明な土地や空き家の問題への対応につながることも期待される。>			総務省 法務省	

10

15

登記済通知のオンライン化等について

- 登記所から市町村への登記済通知(地方税法382条)等及び市町村から登記所への価格の通知(同法422条の3)については、従来、紙媒体もしくはUSBメモリ等の電子媒体により受渡しが行われていたが、令和2年1月の法務省のシステム更改に伴い、オンラインによる受渡しが可能に。
- LGWANに接続した端末により、登記所から通知される利用者ID及びパスワードを用いてログインすることで受渡しが可能。
※ オンライン化は、市町村と管轄登記所で協議し、準備が調った段階で順次開始。
※ オンライン化後も、必要に応じ適宜紙媒体による受渡しを併せて行うことは可能。
※ 令和3年4月からは、登記済通知に不動産番号(不動産を識別するための不動産登記固有の番号)が追加。



【関係通知】

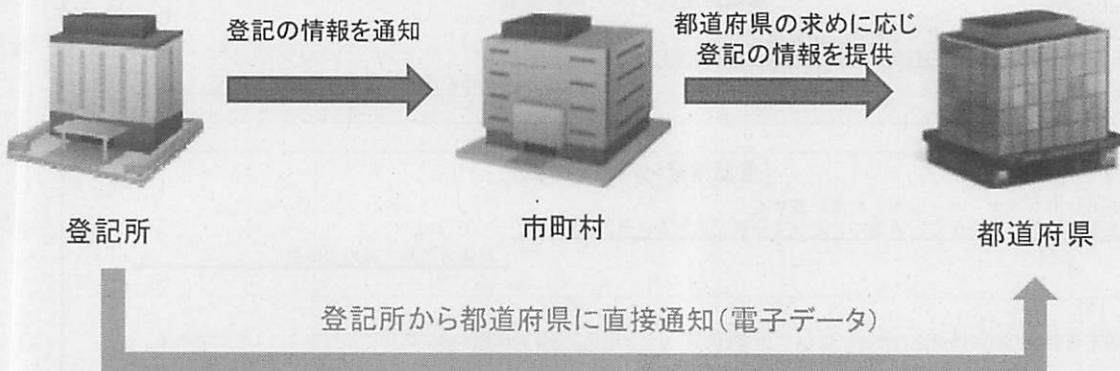
- ①「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」(平成31年4月26日付け総税固第31号固定資産税課長通知)
- ②「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」(令和元年12月27日付け総税固第48号固定資産税課長通知)
- ③「地方税法第382条の規定に基づく登記所から市町村長への通知への不動産番号の追加等に関する留意事項について」(令和3年3月10日付け総税固第13号固定資産税課長通知)
- ④「地方税法第382条の規定に基づく登記所から市町村長への通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子データのファイル名の変更等について」(令和3年6月28日付け固定資産税課長事務連絡)

16

不動産取得税に係る登記所から都道府県への通知

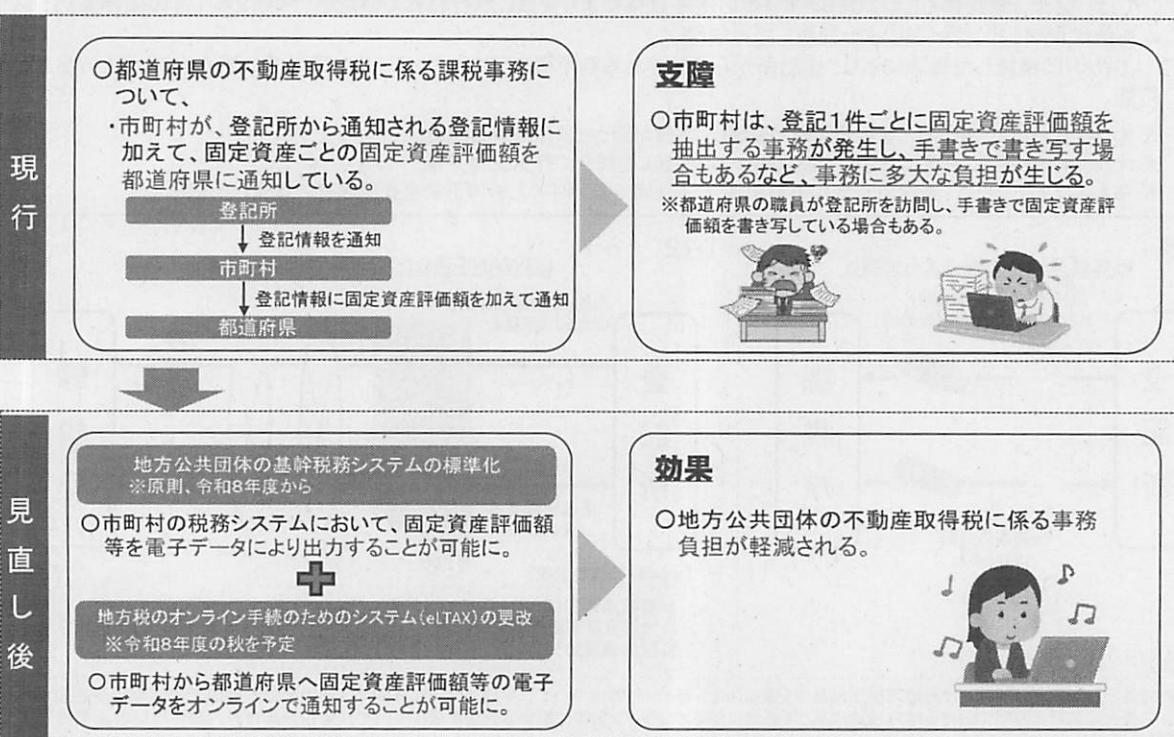
- 都道府県は、不動産取得税の課税のため、市町村から登記情報を入手している。
- 都道府県がより効率的に登記情報を把握できるようにするために、登記所から都道府県に登記情報を直接通知することとする。
 - ※ これに合わせて、不動産の取得者が登記を行った場合は、都道府県への不動産の取得の事実等の申告を不要にする。
 - ※ この他、住宅及び住宅用地に係る特例措置については、申告があった場合に限り適用することとされているところ、都道府県が特例措置の要件に適合することを確認したときは、申告がなくとも特例措置の適用を可能とするなど、所要の措置を講じる。
 - ※ 原則、令和5年4月1日施行。

■登記所から都道府県への通知のイメージ



17

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への 固定資産評価額及び建築年月日情報の追加



18

被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること



19

都市計画税の使途の明確化の状況について

地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)(抄)(平成22年4月1日付総税市第16号総務大臣通知)

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

(11) 都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、都市計画税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるよう予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

○ 都市計画税の課税状況等の調(令和4年度)調査結果

[令和4年10月1日現在]

課税 団体数	議会に対する使途の明確化			住民に対する使途の明確化	
	予算書・決算書等への 明示を行っている団体数	特別会計又は 企業会計の 設置団体数	(参考) 特別会計の設置又は 予算書・決算書等への 明示を行っている団体数	広報誌・HP等で 使途の周知を 行っている団体数	今後周知を 予定している 団体数
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
644	441 (68.5%)	588 (91.3%)	644 (100.0%)	487 (75.6%)	61 (9.5%)
<参考>令和3年度調査結果					
644	435 (67.5%)	587 (91.1%)	644 (100.0%)	478 (74.2%)	61 (9.5%)

注1:「課税団体数」とは、都市計画税を令和4年度に課税している団体数であり、都市計画税の条例は有するが、条例の本則又は附則で課税を保留している団体は含まれていない。

注2:()内は、課税団体数(a)に対する割合である。

注3:(b)及び(c)は複数回答であるため、合計は(d)と一致しない。

20

固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について

「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」

(総税固第51号・平成26年9月16日付・固定資産税課長通知)

固定資産税に係る市町村の事務上の問題に起因する課税の誤りは、納税者の固定資産税制度に対する不信を招きかねないことから、総務省においては、「平成26年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(平成26年1月24日付け自治税務局企画課・都道府県税課・市町村税課・固定資産税課事務連絡)等の技術的助言を行っているほか、課税に対する信頼の確保等についての調査研究結果の提供や研修機会の提供等に努めているところです。

しかしながら、滞納処分を行った後に税額の修正を行う等、重大な課税の誤りが判明する事例が依然として絶えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、各市町村におかれましては、納税者の信頼の確保のため、課税事務の検証、固定資産評価員及び補助員の専門知識及び能力の向上、納税者への情報開示等の推進並びに固定資産評価審査委員会の組織運営の中立性の確保等の対策を積極的に実施されますようお願いいたします。また、人事異動等によって適正な事務の執行に支障が生じることのないよう十分ご留意願います。

また、貴職におかれましては、各市町村の取組みに対するより一層の支援を実施されるとともに、この旨、貴都道府県内市町村に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」

(総税企第23号・令和4年4月1日付・総務大臣通知)(抜粋)

十四 特記事項(令和4年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等)

- 8 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

21

課税に対する信頼性の確保等について

事 業 通 知
平成 25 年 7 月 1 日

各都道府県市町村税担当課税課担当係長 殿

総務省自治税務局固定資産税課企画係長

地方税における資産課税のあり方に關する調査研究について

一般財團法人資産評価システム研究センターでは、固定資産税制度、資産評価制度を巡る課題をテーマとし、研究委員会を設置する等により、専門的な調査研究を行っているところです。

平成24年度においては、「課税に対する信頼の確保等について」をテーマに調査研究を行い、信頼確保のための取組や税額修正の主な原因、代表的な防止策に係る具体的な事例等を報告書にまとめています。

当該報告書の内容は、固定資産税の課税誤り防止の観点から、事務上の参考になるものと考えられます。下記サイトからダウンロードが可能ですので、ご参照ください。

貴都道府県内の市(区)町村に対しても、この旨を連絡願います。

記

一般財團法人 資産評価システム研究センター トップページ
<http://www.recpas.or.jp>

<報告書>
トップ > 事業紹介 > 調査研究事業 > 地方税における資産課税のあり方に關する調査研究 > 通年度の調査研究項目

地方税における資産課税のあり方に關する調査研究 <平成25年3月>
-課税に対する信頼の確保等について-
http://www.recpas.or.jp/how/jigyo/koushu/ch0000_.html

平成24年度地方税における資産課税の
あり方に關する調査研究報告書の概要
～課税に対する信頼の確保等について～

平成25年3月

固定資産税における課税誤りについて、納税者の関心が高まっていることを踏まえ、今後必要と考えられる取組について検討し、防止策等をとりまとめた。

1. 課税誤りを防止するための事務の点検

課税誤り開示で判明した事例を踏まえ、各市町村において事務の点検を行い、防止策を予め十分講じていくことが、課税誤り防止する上で有効。特に以下の対応を参考として整理。

- ① 国税部局等との連携の徹底
- ② 非課税扱いの適切な因由
- ③ 土地担当と家屋担当等との連携の徹底
- ④ 実地回収の強化
- ⑤ 電算システムのプログラム修正時の検算徹底
- ⑥ 入力ミス等を認定した電算システム設定
- ⑦ 区分所有家屋に係る計算等の確認徹底
- ⑧ 課税誤り事例等の情報共有の仕組みづくり

2. 固定資産評価員・補助員の専門知識・能力の向上

- ① 固定資産評価員・補助員の知識・能力の向上
- ② 固定資産評価員の専門性の確保

3. 納税者への情報開示等の推進

- ① 固定資産評価員の周知
- ② 納税者の課税内容の理解に資する取組

4. 固定資産評価審査委員会の組織運営の中立性の確保

固定資産評価審査委員会の組織運営の中立性の確保
固定資産評価審査委員会の事務局を、評価・試験の担当者とは別の部署等の者に事務を担当させること

22

地方税共同機構について

- 名 称 地方税共同機構
- 根拠法 地方税法（昭和25年法律第226号）

(目的)

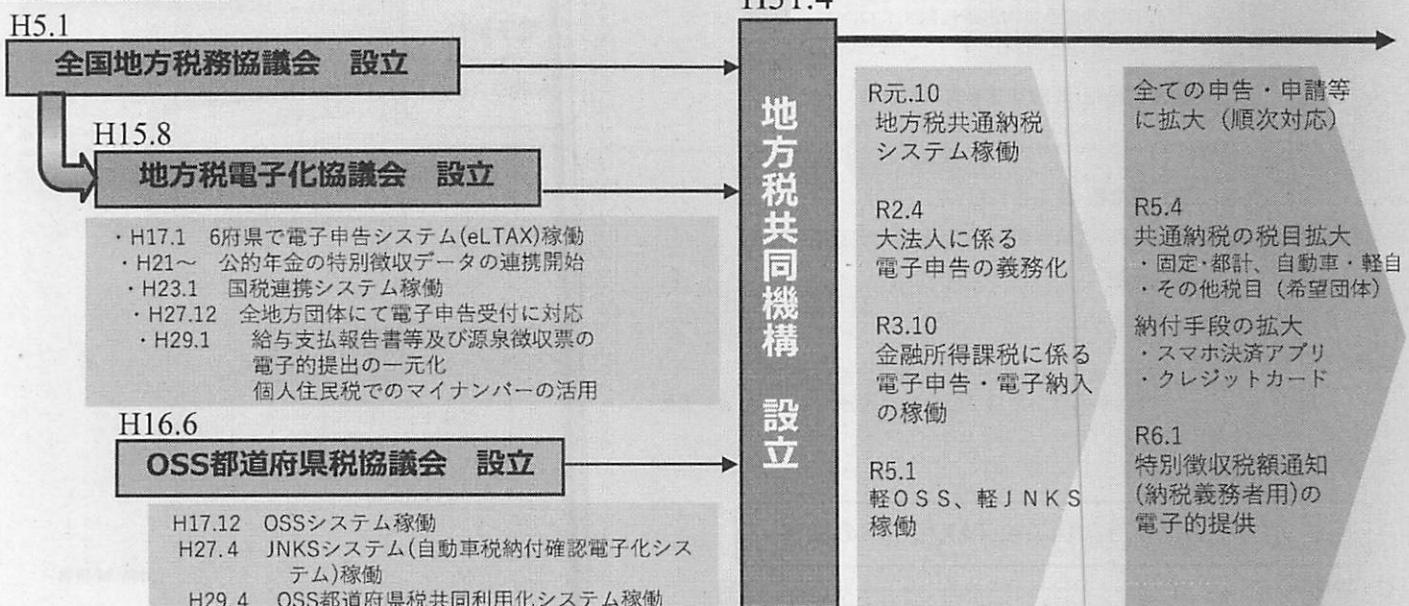
第761条 地方税共同機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

- 設 立 平成31年4月1日

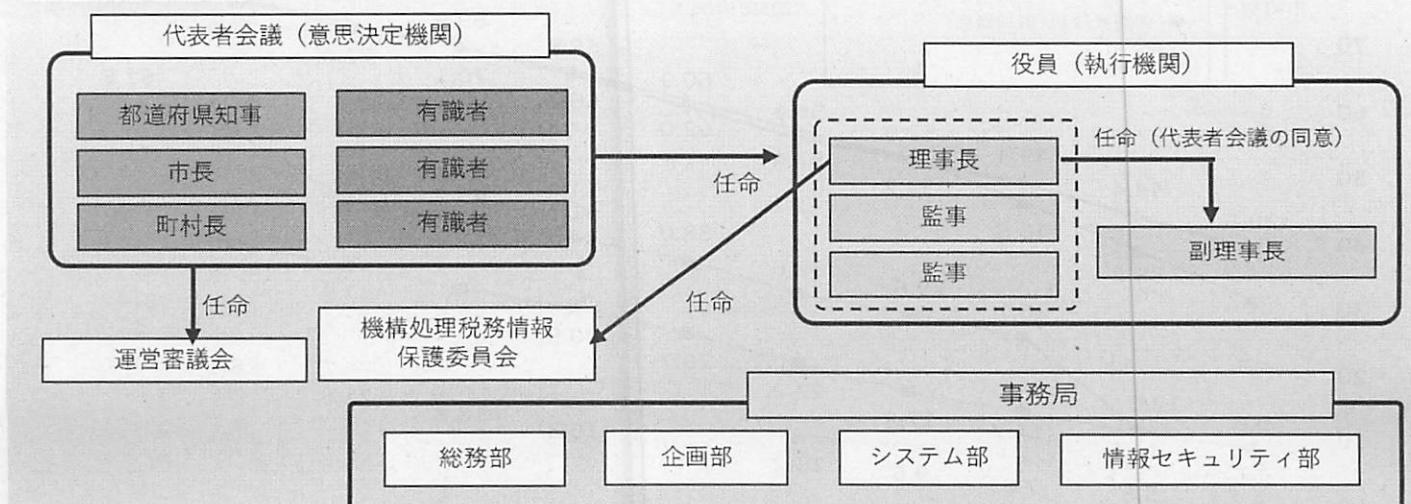
※ (一社)地方税電子化協議会、全国地方税務協議会、OSS都道府県税協議会の権利及び義務を承継

- 職員数（令和4年4月現在） 51名（うち地方団体からの派遣職員27名）

沿革・経緯



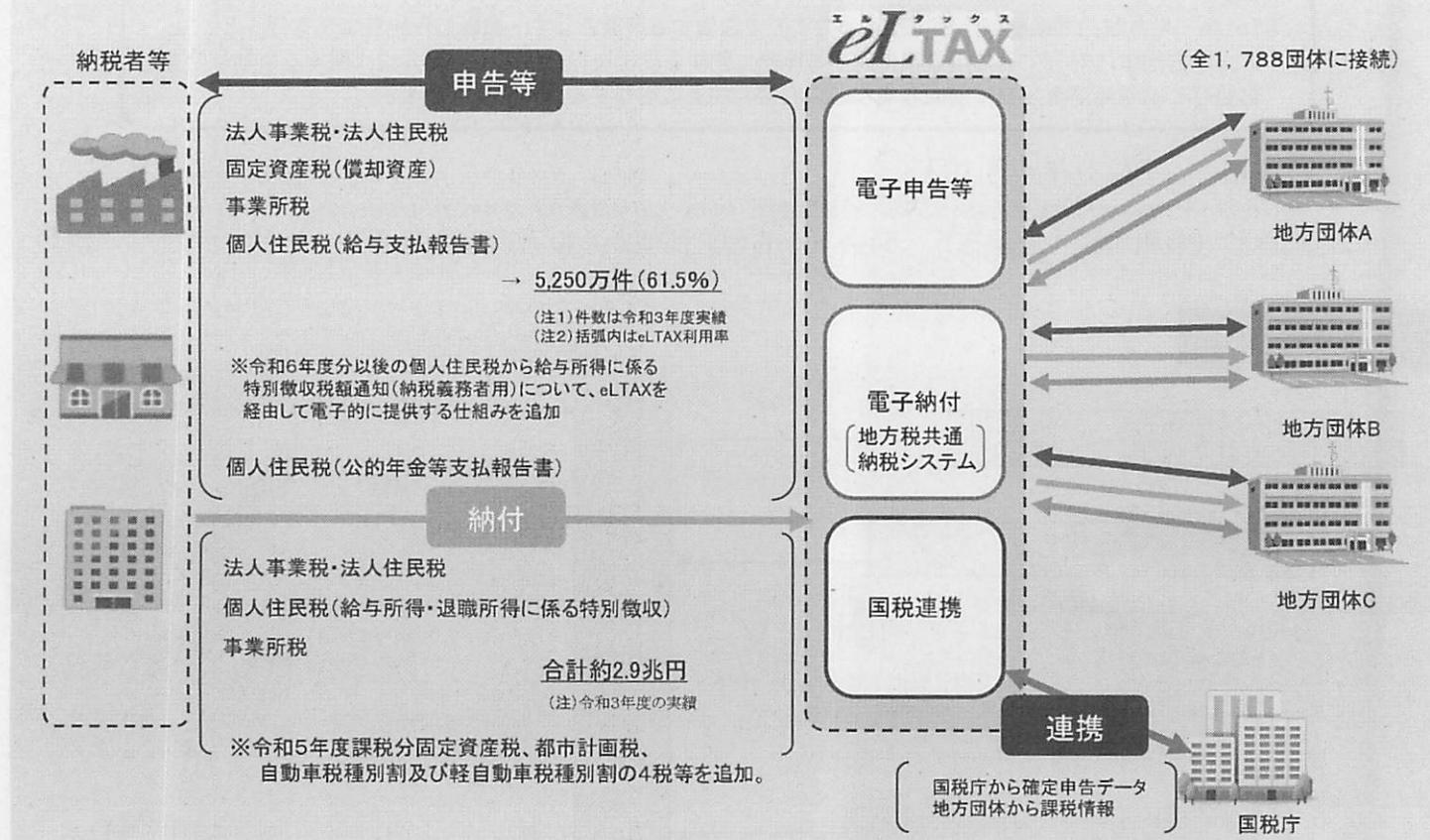
組織



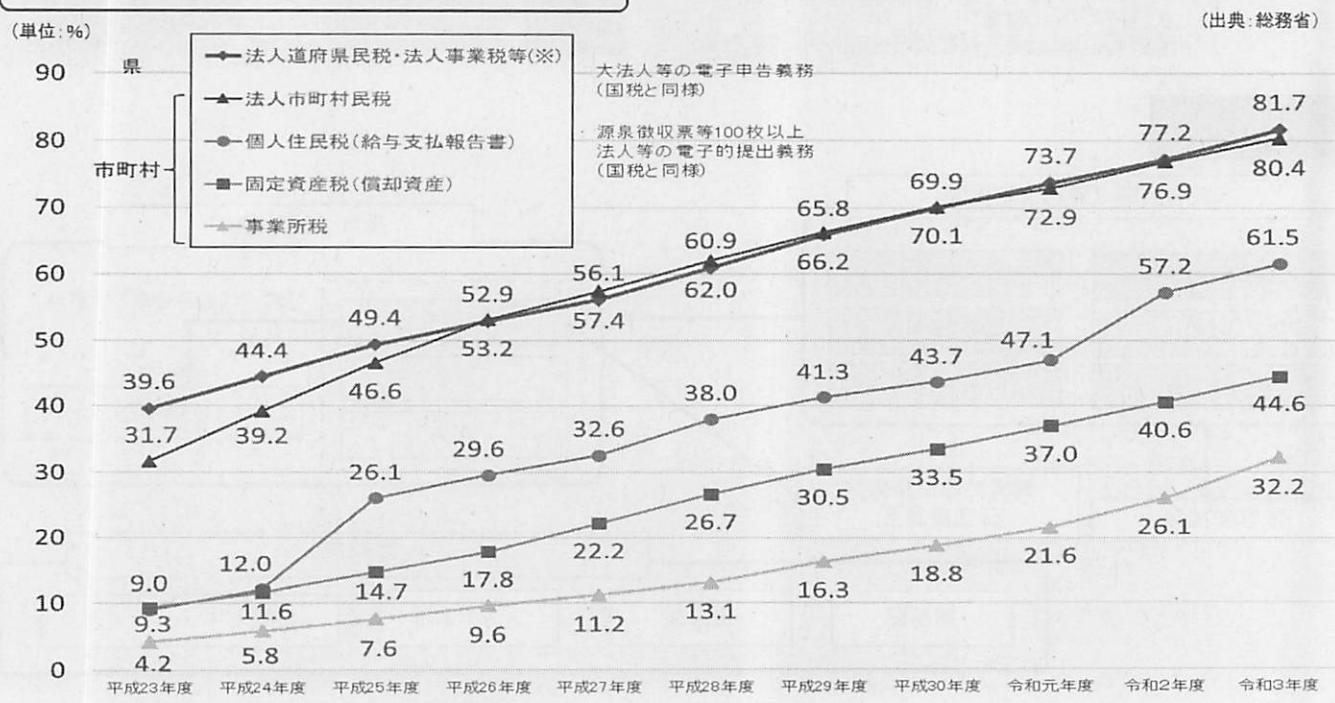
地方税共同機構の主な業務

▶ 地方税ポータルシステム（eLTAX）の管理運営

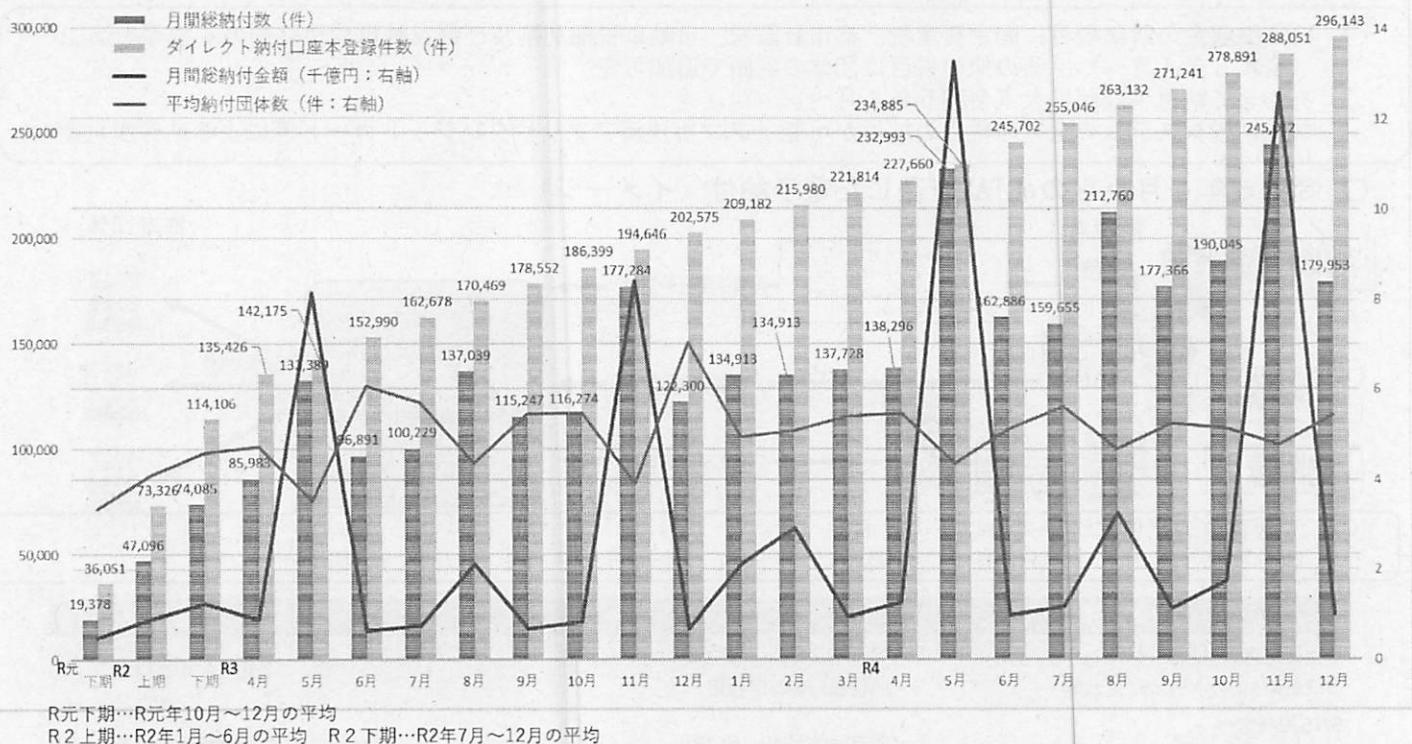
- eLTAXは、インターネットを利用した地方税手続の電子的システム
- 電子申告に加え、「地方税共通納税システム」（令和元年10月～）の稼働により、電子納付が可能
- 複数団体に対する一括した電子申告・電子納付のほか、地方団体と国税庁間の情報連携に活用



○ 地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移



○ 地方税共通納税システム利用実績



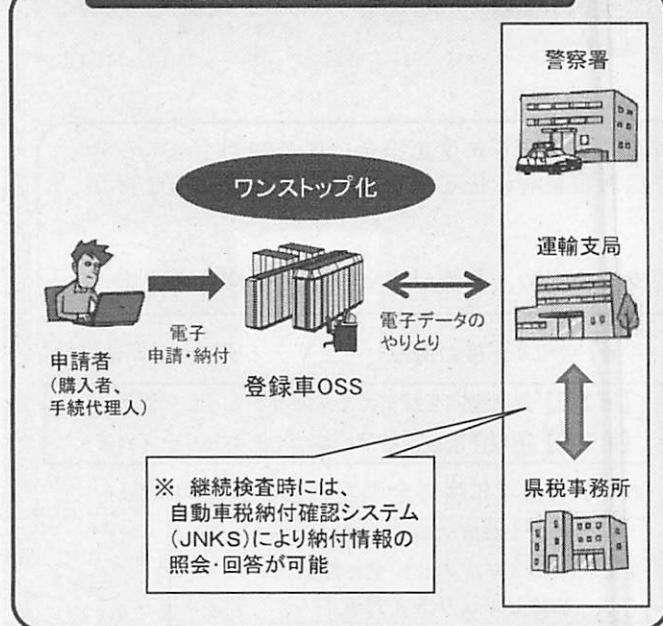
R元下期…R元年10月～12月の平均

R2上期…R2年1月～6月の平均 R2下期…R2年7月～12月の平均

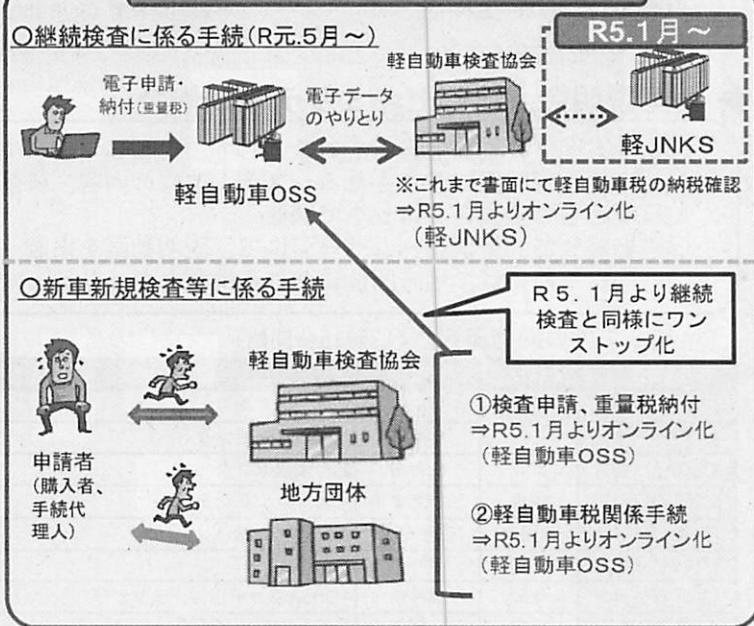
▶ 自動車関係手続のオンライン化

- 登録車については、以下の手続についてオンラインで行うことが可能
 - ・自動車保有関係手続のワンストップサービス（登録車 OSS）
 - ・継続検査時における自動車税種別割の納付情報の照会・回答（登録車 J NKS）
- 軽自動車については、以下の手続についてオンラインで行うことが可能
 - ・新車新規検査時の軽自動車税関係手続（軽自動車 OSS）
 - ・継続検査時における軽自動車税種別割の納付情報の照会・回答（軽 J NKS）

登録車に係る各種行政手続



軽自動車に係る各種行政手続



▶ 地方税務行政に対する支援

- 研修事業 ○広報事業
- 地方団体との情報共有・意見交換

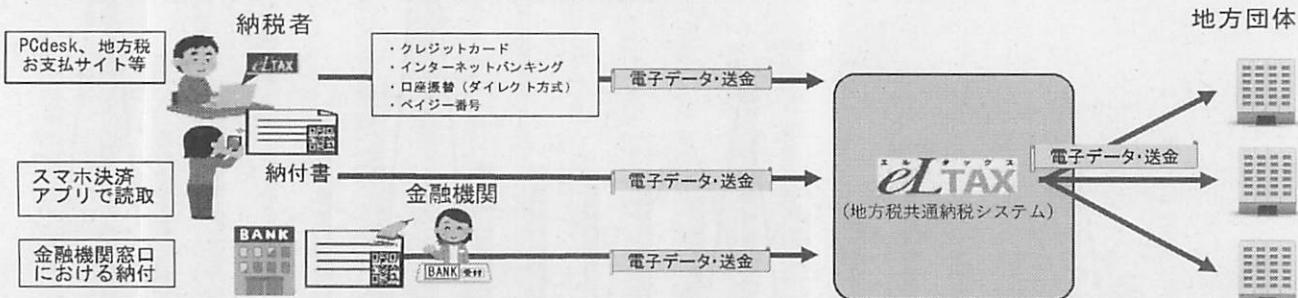
- 軽油引取税に係る連絡調整等
- 調査研究事業 ○講演会等助成事業

▶ 実務者会議・検討部会 (eLTAX検討部会/車体課税検討部会/研修・調査等検討部会/軽油引取税部会)

▶ 地方税共通納税システムの拡大について

- 特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の4税等を追加（令和5年4月～）、その他の税目は団体の判断で追加可能
- あわせて納付手段が拡大（令和5年4月～）
共通納税システムで全ての税目の納付が可能 / スマホ決済アプリやクレジットカード等による納付が可能

○ 令和5年4月からのeLTAXを通じた電子納付（イメージ）



- 広報資料の提供については以下のとおり
地方税お支払サイト（HP機能）の開設に合わせて、令和5年3月1日以降に広報開始

広報資料等	内 容	公開時期
リーフレット（A4・A6） ※LTA団体向けページにて公開	・地方団体等窓口配布用 ・納税通知書等同封用	令和4年10月末
SNS用バナー ※LTA団体向けページにて公開	・地方団体等HP、SNS用	令和4年10月末
広報用動画 ※eLTAX団体向けページにて公開予定	・対象税目の拡大 ・地方税お支払サイトでできること	令和5年1月下旬
地方税お支払サイト（HP機能） ※実際に納付ができるのは4月以降納付書が届いてから	・地方税お支払サイトのHP機能 ・サイトの特徴、利用可能な納付書の説明 ・よくあるご質問、チャットボット機能、問合せフォーム	令和5年3月
地方税お支払サイト操作説明動画 ※地方税お支払サイトにて公開予定	・地方税お支払サイト内の操作説明動画 ・1分でわかる「地方税お支払サイト」の使い方	令和5年3月
eLTAX一般向けホームページ LTA一般向けホームページ	・一般利用者用（利用案内・リーフレット等掲載） ・地方税お支払サイトへのリンク掲載	令和5年3月

▶ 全国説明会、情報セキュリティ研修会

- 地方団体の税務担当者を対象として、令和5年度事業計画及び令和6年度負担金に係る説明、eLTAXや車体課税関係で予定されるシステム改修の内容、研修や広報事業等に係る情報提供及び意見交換を行う場として全国各ブロックで開催
- あわせて、機構ホームページにて、説明動画を掲載
- 同日午前には、地方団体における情報セキュリティ対策支援のため、情報セキュリティ研修会を実施

○ 令和5年度の開催予定（13時15分開始）

開催日	ブロック	開催地	会 場
7月26日（水）	北海道	旭川市	J A上川ビル
7月27日（木）		札幌市	北海道経済センター
8月18日（金）	東北	仙台市	仙台国際センター
8月21日（月）	関東	さいたま市	大宮ソニックスシティ
7月18日（火）	南関東	千代田区	全国町村会館
7月19日（水）		甲府市	甲府市内
7月31日（月）	北陸	福井市	AOSSA福井市地域交流プラザ
8月3日（木）	東海	一宮市	尾張一宮駅前ビル
8月4日（金）	近畿	大阪市	京橋ツインMIDタワー
8月7日（月）	四国	高松市	高松商工会議所
8月9日（水）	中国	広島市	RCC文化センター
8月23日（水）	九州	鹿児島市	かごしま県民交流センター
8月24日（木）		福岡市	アクロス福岡
7月21日（金）	沖縄	那覇市	沖縄県市町村自治会館

※ 開催日時及び会場については、変更となる場合がございます。

(参考) 令和4年度の情報セキュリティ研修会の開催内容

- 【第1部】最新動向を踏まえた情報セキュリティ対策
- 【第2部】国税連携技術基準に基づくセキュリティ対策

(参考) 令和4年度の全国説明会の開催内容

- 1 令和4年度の機構の事業概要
- 2 令和5年度の負担金総額見込
- 3 情報セキュリティ対策
- 4 事業内容
 - (1) eLTAX
 - ① 主要な開発案件
 - ② その他税制改正等に伴う改修
 - ③ 運用
 - (2) 車体課税
 - (3) 研修・調査研究等（資料配布のみ）

○みよし市固定資産評価審査委員会条例

昭和26年10月31日

条例第20号

改正 平成11年12月22日条例第22号

平成28年3月25日条例第4号

令和3年3月25日条例第3号

注 令和3年3月から改正経過を注記した。

第1節 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 委員長及び書記

(委員長)

第2条 委員会は、委員長を置く。

- 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
- 3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。
- 5 委員長の任期は、1年とする。但し、再任することを妨げない。

(書記)

第3条 委員会に書記1人を置く。

- 2 書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。
- 3 書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

第3節 審査の申出

(審査の申出)

第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。

- 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 審査の申出に係る処分の内容
- (3) 審査の申出の趣旨及び理由
- (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
- (5) 審査の申出の年月日

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（令3条例3・一部改正）

（審査申出書の受理及び却下）

第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。

2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、且つ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。

3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。

4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ、通知しなければならない。

第4節 審査の手続

（書面審理）

第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必

要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

- 3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

- 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 意見の内容
 - (3) その他必要な事項

(令3条例3・一部改正)

(口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。
- 4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名しなければならない。
 - (1) 提出者の住所及び氏名
 - (2) 提出の年月日
 - (3) 証言すべき事項
- 6 委員会は、口頭審理を終了するに先だって、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 審理の場所及び年月日
 - (3) 出席した関係者の住所及び氏名
 - (4) 審理の要領
 - (5) その他必要な事項

(令3条例3・一部改正)

(実地調査)

- 第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。
- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 調査の場所及び年月日
- (3) 調査の結果
- (4) その他必要な事項

(令3条例3・一部改正)

(議事についての調書)

- 第10条 書記は、前3条に規定するものの外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し議事に關与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項

(令3条例3・一部改正)

(決定書の作成)

- 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第12条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

第5節 雜則

(関係者に対する費用の弁償)

第13条 法第433条第3項の規定によって関係者に対し出席及び証言を求めた場合には、当該関係者（審査申出人を除く。）に対してみよし市職員の旅費に関する条例の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(固定資産評価審査委員会規程への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第22号）

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 改正後の三好町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項第3号、第6条、第7条並びに第8条第1項、第2項及び第6項の規定は、平成12年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成11年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であつて当該登録された価格に係る地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第419条第3項の縦覧期間の初日又は新法第417条第1項の通知を受けた日が平成12年1月1日以後の日であるもの（以下この項において「申出期間の初日が平成12年1月1日以後である審査の申出」という。）について適用し、平成11年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された事項に係る審査の申出（申出期間の初日が平成12年1月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前

の例による。

附 則（平成28年3月25日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のみよし市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日条例第3号）

- この条例は、公布の日から施行する。